

平成30年10月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

平成30年10月23日（火）午前9時30分から午前10時19分

2 開催場所

市役所 3階 第3委員会室

3 教育長及び委員

教育長	鍛代 英雄
委員（教育長職務代理者）	菅原 順子
委員	渡辺 正美
委員	永井 武義
委員	重田 恵美子

4 説明のために出席した職員

教育部長	谷亀 博久
学校教育担当部長	宮林 英樹
教育総務課長	古清水 千多歌
学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	石渡 誠一
社会教育課長	小谷 裕二
図書館・子ども科学館長	麻生 ひろ美
教育センター所長	本多 由佳里
歴史文化担当課長	立花 実

5 会議書記

教育総務課総務係長	大澤 貴之
-----------	-------

6 傍聴人

2人

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 教育長職務代理者報告

日程第4 議案第27号 伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録について

○

午前9時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】

定刻となりました。ただ今から教育委員会議を開催いたします。

----- ○ -----

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】

日程第1、前回議事録の承認について、お願いいたします。

○教育長及び全委員 承認

----- ○ -----

日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 日程第2、教育長報告をいたします。本日は2件でございます。なお、ご質問やご意見は、2件目の報告が終了した後に一括でお願いをいたします。

初めに、市議会9月定例会について、所管の部長から報告をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは資料1をごらんいただきたいと思います。

一般質問では、市内小中学校のエアコン設置について4人の議員からご質問いただきました。その後、9月定例会に追加議案としてエアコンの設置に関する設計委託料について、補正予算議案を提出させていただき、議案審議のところでご議論いただきたいと思いますということで、一般質問では議論をせずに、基本的には各議員が自分のご意見を言って終わったということで、資料には「取り下げ」と書いておりますが、議員からの発言のみで終わっております。

では順次、説明させていただきます。

○学校教育担当部長【宮林英樹】 それでは、No.2、越水議員からでございます。熱中症対策の中で、熱中症予防に関する小中学校の取り組みについてご質問がございました。

各小中学校では、熱中症予防のための継続的な指導に取り組んでいることと、教育委員会といたしましても、教職員に対して対処方法の確認等を行う中で、初期症状の段階で速やかな対応がなされるよう周知していると答弁させていただきました。

また、いじめ防止対策について、現状及び取り組みについてご質問がありました。現状については、いじめの認知件数は増加していること、できる限り早期に発見し、解決または再発防止に努めていること。取り組みについては、ことし2

月に改定いたしました伊勢原市いじめ防止基本方針をもとに、各校の方針が適切に改定されるよう指導・支援に努めるとともに、各校のいじめ防止基本方針にのっとり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に積極的に取り組んでいること。いじめの対応に当たっては、組織的に対応できる体制づくりを行っている」と答弁させていただきました。

○教育部長【谷亀博久】　　続きまして2ページ目の橋田夏枝議員。地域における公民館のあり方ということでございまして、(1)、公民館の社会教育事業についてお尋ねです。

公民館は社会教育事業、生涯学習事業、地域コミュニティの推進など、多くの方々に利用されていると。市民の学びの意欲を喚起し、市民活動への参加のきっかけづくりとなるよう、さまざまな講座を開設するとともに、市民の自主的な学習活動等の場を提供することも大切な役割と考えると。

(2)といたしまして、中央公民館と6地区公民館の機能ということでございます。中央公民館も地区公民館の1つとして、機能・役割には違いはありません。しかしながら、中央公民館には社会教育課が配置されており、市域全体を対象とした社会教育事業、文化芸術振興事業を展開し、市民の生涯学習活動の要望に对应しています。また、展示ホールやレクリエーション室等、施設の規模や種類に地区公民館との違いがあり、多くの市民が利用されているということです。

(3)、公民館の果たすべき役割ということで、多様化する学習要望に応える社会教育施設として、また地域のコミュニティ機能についても、改めて充実・強化していくことが、公民館の重要な役割であるとともに、今後の進むべき方向であると認識していると回答してございます。

○学校教育担当部長【宮林英樹】　　続きまして2日目1番の土山議員でございます。子どもたちの環境について、通学路に沿った土地で使用される除草剤について、学校内で使用しないことが守られているのかという質問でございました。

学校運営上の化学物質製品使用にあたっての配慮に関するマニュアルを作成し、化学物質製品使用について統一的な対応をしており、市内の各学校では、このマニュアルに従い、除草剤を使用していないと答弁させていただきました。

3ページ目、2日目3番の八島議員でございます。

市内小中学校の教科用図書の採択についてのご質問をいただきました。それぞれ、県の採択方針、採択基準に基づき、市の採択方針を基準として定め、採択権者である教育委員会が採択を行っていること。平成16年度より、市単独の採択地区となったこと。児童・生徒に対して、教科書の無償制度の意味を踏まえ、教科書を大切に扱うよう指導していること。採択時期、教師の専門性等について、資料のとおり答弁させていただきました。

続きまして、2日目4番の小山議員でございます。

続発する自然災害への対策と連携について、小中学校における子どもたちの防災・避難計画についてご質問がありました。

学校ごとに防災計画を策定しており、避難計画についても位置づけていること。国からの地震に関する情報提供が、東海地震から南海トラフ地震に移行したこと

を受け、現在、各学校の計画の見直しを進めているところであると答弁させていただきました。

次のページ、3日目2番、川添議員でございます。中学校給食についてご質問をいただきました。

1点目の、教育委員会での議論の内容について公表してほしいとの質問に対して、中学校給食導入方針を決定した経過をお示しするとともに、研究会は非公開であるということで、公表はしていないと答弁させていただきました。

2点目の、デリバリー方式の試算について、最も安いということは本当なのかという質問に対して、既存施設を利用した選択式のデリバリー方式のコストは、他の方式と比較しても最も少ないものと答弁させていただきました。

3点目の、説明会実施の必要性について、8月に実施した出前ミーティングを受けてどう感じたかという質問に対してでございますが、出前ミーティングの様子をお答えし、今後必要な予算を市議会で認めていただけたら、1校での試行に向け準備を進めていき、その中で試行実施校の保護者や生徒を対象に説明会を開催していくと答弁させていただきました。

○教育部長【谷亀博久】 最後に安藤玄一議員です。危険ブロック塀の対応ということで、学校のバックネット、それからフェンスの管理についてということでご質問をいただきました。

校庭のバックネットや、その前に設置されているブロックづくりの構造物は、年に一度、業者に委託して安全点検を行い、必要があれば修繕を行うということ。それからフェンスについては、業者による定期点検を行っていませんが、必要に応じ修繕等の対応を行うなど、安全対策を行っていることと答弁いたしました。

一般質問は以上でございます。

次に、教育委員会関連で、先日、皆様にお諮りいたしました条例関係で3本の議案がございました。8月の教育委員会議臨時会でご承認いただきました、市長へ意見提出した3本の条例についてでございます。

まず1本目は、小中学校の学校施設の使用料を徴収するというもので、新たに伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定。2点目が、公民館の使用料の徴収、並びに大田公民館と大田ふれあいセンターの統合について定めた、伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例。3点目が、伊勢原市青少年センターの条例の廃止に伴い、教育センターの設置の場所を市役所の住所にするということで、伊勢原市教育センター設置条例の一部改正。この3本をお諮りいたしました。いずれも賛成多数で可決成立いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

それから、最初に触れました補正予算の関係でございます。

小中学校の空調機整備に関する経費について、追加議案として補正予算を提出させていただきました。全員賛成で可決成立いたしましたので、報告させていただきます。

補正の内容は、小中学校全14校の空調設備の工事に関する設計業務、それからアスベスト調査に要する経費を、総額で4,339万9,000円計上させていただきました。

議案審議での議員の質疑を幾つかご報告させていただきます。今回、追加議案として急遽議案提出をした考え方はということで、市長からは、以前より空調設備整備の必要性は十分認識していたと。ことしの夏の全国的な酷暑、それから児童が亡くなるという事故も起きていると。教室の望ましい温度の基準も改正された。また、国の財政支援について、重点的に取り組む方針が出された。こうした状況を踏まえ、児童・生徒、保護者や市民の皆さんの声に応えるべく決断をしたと答弁がありました。

あと、設置する教室はどこにするのかということでございますが、これについて、まだ詳細は決まっていますが、基本的には特別支援教室を含む普通教室、の全て。あと、使用目的や使用内容から、空調設備を必要とする特別教室。それから、現在既に機器が設置されておりますが、更新が必要な部屋。そちらを検討しているということです。

全体的なスケジュールですが、市議会で補正予算をお認めいただけましたので、設計業務は早期に発注をしたいと考えてございますが、その設計業務に相応の期間がかかるということで、おおむね8カ月程度かかると見てございますので、できるだけ設計を早目に終わりにして、工事もできるだけ早く着工し、来年の夏休み期間を有効に活用して工事を行うということをめざして進めてまいりたいと答弁してございます。

また、導入方式、一般的には電気とガスがございまして、こちらのお尋ねもございました。それぞれの整備費用や光熱水費や燃料費、補修経費等の維持管理費用などの経費面を初め、都市ガスの整備状況や災害時の避難所としての役割を担っているという観点から総合的に検討して、方式を決定していきたいと答えてございます。

また、導入による効果ということでございます。やはり児童・生徒が学校において健康に過ごすことができるというのが一番大きな点だと答えてございます。また、文科省の資料によると、集中力の向上、学習意欲の改善が見られ、学力の向上が見られたというデータもあると。さらには、新学習指導要領の全面実施に伴う授業時間数の増加への対応など、学校カリキュラムについて、長期休業期間の活用などを多角的に検討することができるようになるというのも、効果の1つであると答弁をしております。

以上、主な内容でございます。

○教育長【鍛代英雄】 続いて、平成31年度予算編成方針について申し上げます。

○教育部長【谷亀博久】 平成31年度の予算編成事務が始まりました。それに当たりまして、財政当局からの予算編成方針について、資料はございませんが、大まかに説明をさせていただきます。

今、本市を取り巻く財政状況でございます。全国的な話として、少子高齢社会の一層の進展が確実に進んでいくだろうと。それから、消費税率の来年引き上げが予定されているということで、その財源は国の社会保障施策充実に使うという動きがございます。そういったことで、地方負担の増大が想定されるということ。

また、国は景気判断を「緩やかな景気回復が続いている」としてはいますが、景気の先行きは全国的に不透明であるという状況でございます。

そのような中、伊勢原市については、事業公社経営健全化計画に基づく債務返済が平成34年度まで継続すると。この中には石田小学校の返済、桜台小学校の屋内運動場の返済も含まれております。それから、公共施設等総合管理計画の進捗を図るための所要の経費を見込んでおります。

また歳入面においては、普通交付税及び臨時財政対策債の減収基調の継続が予想されることから、一般財源総体への大幅な増収は見込めず、財政状況は引き続き厳しい状況であるという中、予算編成の基本的な考え方といたしましては、引き続き財政健全化を進めるとともに、第5次総合計画に掲げる将来都市像である「しあわせ創造都市 いせはら」の実現に向けて、着実に施策を推進していくことが基本的な考え方でございます。

幾つか、具体的な取り組みをご案内させていただきますと、1つ目として、スクラップアンドビルド及び費用対効果を念頭に、最小の経費で最大の効果を得るということ。それから、新たな一般財源を必要とする新規事業や、現行制度の充実に当たっては、事業の見直しや廃止を大胆に行い、財源を確保しようということ。2つ目として、中期戦略事業プラン計上事業に、一般財源を優先的に配分するのですが、改めて事業の内容や実施方法、実施時期、財源等を精査し、一般財源所要額の一層の縮減に努めるということ。それから、全ての事務事業について、必要性、緊急性、有効性等をゼロベースで見直し、実施する必要があるとした場合も、事業内容、事業実施方法等を精査の上、必要最低限の経費とすること、などの方針が出されております。これに基づいて、これから予算要求作業を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 以上で2件の報告が終わりました。ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

○委員【菅原順子】 市議会の一般質問についてですが、資料の3ページ目の一番下にあります、国からの地震に関する情報提供が東海地震から南海トラフ地震に移行したことによって、マニュアルとか学校の計画は具体的にどのような変更や見直しが必要であるのかということをお教えいただけますか。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 東海地震には、警戒宣言というのがございまして、事前に警戒宣言が発令されれば引き渡しを行う対応をとっていたのですが、南海トラフ地震につきましては、そのような対応については今のところ想定されておりません。基本的な通常の前報から、実際に起きたときの対応について、より具体的に、どんな活動をしていくかということと、情報の集め方が少し変わるということなんです。

○委員【菅原順子】 では、レベルがちょっと下がったということですか。警戒レベルというか、対応の。

○教育部長【谷亀博久】 東海地震の場合は、レベルが3段階ぐらいあるんで

す。南海トラフの場合はそれがなくなって、地震予知の難しさがあるらしく、1回で出されるということで、そのレベルに応じた対応をしなくてはいけないということです。今までは、このレベルはこういうふうにしましょう、このレベルはこういうふうにしましょうと決まっていたのですが、それがなくなるということです。

○教育長【鍛代英雄】 ほかには何かございますか。

○委員【重田恵美子】 予算編成の方針の中で、文部科学省の予算の増減によっては、文化芸術の創造活動とか、人材の育成などにおいては増減をするという方向性にあると思うのですが、その中で伊勢原市において、文化芸術の予算においての増減というかふえるというところは何かあるのでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 では、それについては私から。

今、平成31年度予算要求、どういった内容を要求するのかという、その積算作業等を進めているところでございます。その中で検討しているということです。きょうの段階では具体的な内容まではお話しできない状況でございますので、ご容赦をいただければと思います。

またしかるべき時期に、どんな内容の予算要求だとか、そういうことについてはご説明できると思います。

○委員【重田恵美子】 可能であれば、その予算の中で、かねてから私が発言している美術館なり、あるいはそれに準じたような施設にも、何らかの補助としての予算に組み込んでいただけたらという、希望はあるのでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 きょうの段階では、今の重田委員の発言は、ご意見として承らせていただければと思います。

○教育部長【谷亀博久】 先ほど申し上げたエアコンの関係がでございます。教育費については、今はそちらへ集中的な投資ということになるろうかと思っておりますので、新たな施設は、厳しいのかなと思っております。

○委員【重田恵美子】 国からの予算補助としては、エアコンはエアコンとしての別の補助金を出すんじゃないかなと思ったので。

○教育部長【谷亀博久】 補助金は別でしょうけれど、やはり持ち出しの部分というのはございます。

○教育長【鍛代英雄】 ほかには何か。どうぞ。

○委員【永井武義】 市議会一般質問に関連しまして、まず八島議員の質問の(3)についてですが、文科省が著作の名義を有する教科用図書というものが存在するかどうか。もしあれば具体的にご説明いただきたいのと、2つ目の補助教材について、どの教科で現在使われているのかということ具体的に教えてください。それが1点目です。

2点目が、小山議員の質問に関しまして、現在、市を挙げての防災訓練が行われており、私も市民の1人として参加していますが、子どもの参加がちょっと少ないのかなど。お年寄りが多いなというイメージが非常に強く、以前から感じています。

確か横浜市港北区だったと思いますが、取り組みとして、小学校を挙げて防災

訓練に参加している事例があります。これは校長先生の判断による訓練参加なのでしょう。実際に年間を通すと、子どもは学校にいる時間のほうが短いわけで、地域の訓練に参加するという意義は大きなものです。夏休み期間の開催であれば、また学校と協力体制をとって、地域の防災活動に子どもたちが参加できる可能性があるのではないかと思います。このことに関して質問させていただきます。

○教育指導課長【石渡誠一】　まず教科書に関してですが、1点目の、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書については調べさせていただき、改めてお答えさせていただければと思います。

補助教材につきましては、教育委員会でもお諮りしている、体育の実技の本を準教科書として扱っております。あと、ここには当てはまりませんが、教育センターで発行している『いせはら』とか、伊勢原の文化史、伊勢原の植物の本を、それに準じた補助教材として考えております。

それから、学校での防災訓練の参加ということでございますが、平成27年度から、全会場、全地区で防災訓練を夏の終わりに開催するというので、市議会でも何度か、中学生等の参加も踏まえてご質問がございました。

私どもで防災担当課に依頼していることは、小学生、中学生をそこに参加させたときに、その会場で行われる訓練に子どもたちが参加できるような体制を整えていただけないかということです。やっとなら全地区で開催するというので、なかなかそこまで対応が図られていないということが実情であると同様でございますので、そういったことを踏まえ、準備が整うのであれば、防災担当課としても子どもたちの参加を呼びかけたいとしています。

今年度につきましては、山王中学校で行われた訓練と、中沢中学校で行われた訓練に、中学生が一部、参加をして、炊き出しなどでお手伝いをさせていただいたと聞いております。

○委員【永井武義】　地域の人、年齢の違う人と一緒にやることによって、子どもたちにも非常に大きな影響があると思うので、今後、山王中学校、中沢中学校だけではなくて、広がるといいなと思います。

○委員【渡辺正美】　先ほど説明がありました2点目の、予算編成方針が決まって、これから予算編成が行われていくわけですが、その中で、例えば前年度に対する比率だとか、このぐらい削減するとか、具体的な予算の目標など、大枠では定められたのでしょうか。そういうのはことしはないのでしょうか。

○教育部長【谷亀博久】　具体的な数値は示されておりません。ただ、やはり全ての事務事業をゼロベースで見直すというところでございます。

○委員【渡辺正美】　ゼロベースで見直していくのですが、学校の消耗品に関して非常に危惧しています。これまでずっと、予算を緊縮といいますか、少しずつ、毎年5%とか全体が縮められていく中で、どうしても、消耗品などは、そのベースの中では削減されている傾向があるわけです。

学校の先生方が授業を行うに当たっては、消耗品がそれなりに必要です。子どもの総体の数は少しずつ減ってはいるのですが、結局、子どもたちに学習意欲を植えつけたりするためには、大道具も必要なのだけれど、結構小道具も必要です。

その小道具などは学校で十分買えるのかどうか。その辺も、現状を把握されて、ぜひ。

結局、子どもの学習意欲とか、よく言われる学力向上というのは、子どもたちに興味・関心を持たせるため、先生方の工夫が、結構必要になっていると思います。消耗品に関しては、もちろん何もかも必要だと言われたらそれまでなのですが、特に先生方が、100円ショップなどで結構持ち出しでいろいろな小道具を買っているのが現状だと思います。ぜひその辺も調査された上で、予算編成に生かしていただければと思います。

○教育長【鍛代英雄】 ご意見として承らせていただきまして、先ほど申し上げましたように、予算要求の積算等を行っておりますので、まずそれに反映して、その後、いわゆる予算獲得のための査定に臨んで努力をしたいと思います。



日程第3 教育長職務代理者報告

○教育長【鍛代英雄】 続いて日程第3、教育長職務代理者報告に入らせていただきます。永井委員、お願いします。

○委員【永井武義】 去る10月10日、水曜日、厚木市保健福祉センターにおいて、平成30年度神奈川県市町村教育委員会連合会研修会が開催され、参加者名簿によれば15市13町村から113名が参加しました。

講師には、文部科学省コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）である大谷裕美子さんをお迎えして、「地域とともにある学校づくり」という演題で講演を拝聴しました。

開会の冒頭、県市町村教育委員会連合会会長で、厚木市教育長職務代理者である山田一夫氏、並びに厚木市教育長曾田高治氏からご挨拶があり、複雑化・多様化する課題に向き合う中で、厚木市としては教育大綱に「未来を担う人づくり」を掲げ、教育環境日本一を目指しているとのことのお話がありました。

そして、コミュニティ・スクールは環境づくりの1つであり、平成26年度にモデル校3校、平成29・30年度には市内の小学校23校、中学校13校、計36校に学校運営協議会の設置がされたとのことでした。

さて講演では、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会が設置された学校であること、学校運営について意見を述べることができる、学校運営の基本方針を承認するとの定義が示された上で、みずから副会長をお務めの大阪府河内長野市美加の台学園、ここは小中一貫教育推進事業に指定されている学校で、ニュータウンのいわば新設校ですが、その学校運営協議会の事例説明をされながら、さまざまな実践について具体的にお話しになりました。

当市で実際に行われているような活動も幾つかあり、真新しいという印象はそれほどありませんでしたが、地域の強みと弱みを理解した上で強みを生かす活動、「仕掛け、きっかけ、声かけ」の3つのかけ算が重要、学校と地域と家庭が「ウ

イン&ウィン&ウィン」のお互いさまの学び合い、継続した、楽しくやりがいのある活動が大切など、実践を果たしているからこそ語れる事例報告でした。

コミュニティ・スクールの設置は努力義務ということになっていますが、現在の地域連絡会と学校運営協議会について、目的や組織、役割、大義、内容等について、改めて確認をしつつ、伊勢原のあるべき方向性を導き出せればと思います。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】、ありがとうございました。

委員の皆様で、ただいまの報告について何かありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

永井委員、どうもありがとうございました。

○

日程第4 議案第27号 伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録について

○教育長【鍛代英雄】 続きまして日程第4、議案第27号「伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録について」、教育部長から提案説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは日程第4、議案第27号「伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録について」、ご説明いたします。議案書の最初のページをごらんください。

議案第27号につきましては、伊勢原市文化財保護条例第8条に基づく文化財指定、及び第10条に基づく文化財登録について、伊勢原市文化財保護審議会からの答申を踏まえ、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第14号の規定により提案するものでございます。

次のページをお開きください。内容といたしましては、指定文化財として宝城坊の木造賓頭盧尊者座像（もくぞうびんずるそんじゃざぞう）と、石雲寺の北条幻庵印判状（ほうじょうげんあんいんばんじょう）。登録文化財として、大山小学校の青い目の人形。また、既に登録文化財となっております大山道の道標について、5基を追加するものでございます。

個々の説明につきましては次ページ以降にございますが、教育委員会8月定例会で既にご説明をしておりますので、省略させていただきます。

それぞれの文化財につきましては、伊勢原市文化財保護審議会より、伊勢原市の文化財としてふさわしいという答申をいただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員【永井武義】 大山道の道標の中で、木下神社の道標ですが、造立年代がわからないということですが、大体の年代がいつごろなのかということと、表示に「市場の道」と書いてあるのですが、これはどういうことなのか、補足いただければと思います。

○教育長【鍛代英雄】 歴史文化担当課長。

○歴史文化担当課長【立花実】 道標は、製作年代が書いてあるもののほうが少なく、書いていないもののほうが多いというのが実態です。

恐らく、多くは江戸時代の後期から明治時代にかけてのもので、この木下神社のものも、江戸時代の後半ぐらいのものであろうと推察しております。

「市場」につきましては、どこの市場を指しているのかは定かではありませんが、秦野に市場があり、それから伊勢原にも市場がありますので、恐らくどちらかにつながる道への案内だろうと考えられます。

○委員【永井武義】 それに関連してですが、このたび、この道標が登録になったわけですが、一般の人にわかりやすいような地図とか、何か専門の本みたいなものが今後つくられる可能性はあるのでしょうか。

○歴史文化担当課長【立花実】 道標につきましては、既に市内全域の調査をしております、現状で把握できるものについては調査成果を本にまとめてございます。

そのうち、「大山道」としっかり書いてあるものについて、順次登録をしていき、多くの方々によく知っていただきながら、地域でこの道標をお守りいただけるような環境づくりをしたいと思っております。

個々の道標について、できれば案内や看板のようなものを設置していきたいと考えていますが、何分、民地であったり、予算の問題があったりと、全てに設置することはなかなか厳しいと思っております。ですが、条件が許すものについては、道標に小さな案内板をつけて、内容についてご理解いただけるようにしたいと考えております。

さらに今、市民の方々を中心に、この道標も含めまして、大山道を歩くウォークツアーを企画して、実施していただいておりますので、そういう活動も踏まえながら、より市民にわかりやすく、身近に感じていただけるような事業をしていきたいと考えております。

○委員【永井武義】 一般市民の考えからすると、この全体像として、どこどこにあって、大体歴史がどのぐらいだというのが一目でわかるようなものがあると、関心が高まり、今後、活用ができるのかなと思いました。

○教育長【鍛代英雄】 ほかに何か。

○委員【菅原順子】 青い目の人形に関してですが、本当に数奇な運命をたどって、現存しているということに、私も感動しております。多くの人形が戦争中に廃棄処分、焼却処分になった中で、どうしてこの人形が無事に残ったのかというあたりとか、写真を見ると、背中に切り傷といますか、裂け目があるのですが、これは戦争中のものか、そういう処分の名残なのかなとも思います。大山小学校のサイトを見ると出身地が片仮名で書いてあるのですが、そこが特定されているのかどうかということや歴史的背景について、どの程度解明されているのか、あるいは今解明中なのかというあたり、ぜひ文化財サイトにも載せていただいて、英訳によって世界、特にアメリカの方にも知っていただきたいという思いがあります。

あと、青い目の人形、日本に何体か残っているようですが、ちょっと調べてみ

たら、市町村によっては特別な住民票を出したり、あるいは小学校の学籍簿に載せたりなどしているところもあるようですが、そのような予定があるのかどうか、そのあたりをお願いします。

○教育長【鍛代英雄】 歴史文化担当課長。

○歴史文化担当課長【立花実】 まず、アメリカのどこから来たかというお話ですが、実は青い目の人形自体は、追跡調査をやっている団体がございまして、神奈川県に贈られてきたものがどの辺から来ているかというのは、ある程度把握されてはおります。ですが、全てのものはまだわかっておらず、大山小学校の人形も不明です。

この青い目の人形は、もともと親善大使としての役割があったのですが、アメリカとの戦争が始まりまして、敵性人形として、ここでは言葉を選んで「廃棄・焼却」と書いてありますが、正直、「処刑」といったほうが良いような形で処分されたということも聞いております。

恐らく、そういう中で、この人形を守りたいという方の努力によって隠されるような形で残されたのではないかと想像されます。

首の後ろの割れ目につきましては、手足と頭が磁器なので、どうしても多少割れが入っているところがございます。いつ割れたのかははっきりいたしません、割れ方を見ると、割れた時期はそれほど古くはないのではないかと思います。

人形には「ジャパン」という刻印がありまして、この刻印があったことが、この人形の命を長らえたといえますか、よかったのではないかと思います。このことにより、この人形は日本製です、アメリカから来た敵性人形ではありません、ということが言えたのかもしれないと想像しています。

また、一般的な青い目の人形は、旅券、いわゆるパスポートですね、それとメッセージと一緒に付いているのですが、それについては恐らく処分されて、残っていないのではないかと思います。それを隠してしまえば、これは青い目の人形ではないと主張できたのかなと思います。

それから、地域によっては、先ほどお話のように、学校の学籍簿に入れたというような形も聞いておりますが、大山小学校では、今回の登録をきっかけに、教育的なことも含めてこの人形をより活用していただいて、児童の輪の中に入れていただくようなことについても、考えていただきたいと思いますので、そういう活動の中で検討させていただければと思います。

○委員【菅原順子】 文化財サイトは。

○歴史文化担当課長【立花実】 登録になりましたので、指定・登録文化財につきましては文化財サイトに全て掲げて説明をつけていくこととなります。その中で、この青い目の人形は、解説が必要な文化財だと思いますので、多少長文の解説をした上でご紹介をすることになるかと思っております。それについて、海外からもアクセスできるような形にしていきたいと考えています。

○教育長【鍛代英雄】 ほかによろしいですか。

○委員【重田恵美子】 この青い目の人形は、木の箱に入っているわけですよね。この木の箱はそのまま空気にさらされているのですか。あるいは、その木の

箱ごと、またガラスケースに入っているとか、保管の仕方を。

○歴史文化担当課長【立花実】 今は、この木の箱に入って、ガラスはあけることができます。人形も、その中に椅子に座っておさめられています。

○委員【重田恵美子】 木の箱は、昔のままですか。

○歴史文化担当課長【立花実】 恐らくそうだと思います。木の箱自体が人形と一緒にアメリカから贈られてきたかは、定かではないのですが、新しいものではありません。恐らく100年ぐらい前の古いものだろうとは思いますが、箱自体については確認できていません。

○委員【重田恵美子】 もし木の箱も古いのであれば、木の箱も大事にしなければいけないのかなと思ったもので、ガラスケースとかに入れなくていいのかなという思いがありまして。そこまではすることはないのでですか。

○歴史文化担当課長【立花実】 貴重なものでありますので、ガラス越しに展示をしていくということも一つございますが、こういう人形ですので、もう少し親しみやすく、子どもたちが身近に接することができるような形での活用を考えたいと思っております。

○教育長【鍛代英雄】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入らせていただきます。議案第27号、「伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

その他事項

○教育長【鍛代英雄】 それでは、最後にその他ということですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局から何かありますか。

ないようですので、最後に、来月の定例会の日程をお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 教育委員会11月定例会につきましては、平成30年11月27日、火曜日、午前9時30分から、市役所3階の第3委員会室となっております。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

----- ○ -----

午前10時19分 閉会

平成30年10月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：平成30年10月23日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事 日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 教育長職務代理者報告

日程第4 議案第27号 伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録について

その他

閉 会

市議会9月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】

No.	質問者	答弁の概要
1	田中 志摩子 (1日目1番)	<p>発言の主題：1 子育て環境づくりについて (教育総務課)</p> <p>(1) 市内小中学校普通教室へのエアコン設置について ※取り下げ</p>
2	越水 清 (1日目2番)	<p>発言の主題：1 熱中症対策について</p> <p>(3) 熱中症予防に関する小中学校の取組について (教育指導課) 各小中学校では、適切な休憩や水分補給を促す等、熱中症予防のための継続的な指導に取り組んでいます。 教育委員会といたしましても、教職員に対しての継続的な指導及び対応方法の確認、それに係る情報提供に努めるとともに、児童生徒が不調を訴えた場合には初期症状の段階で速やかな対応がなされるよう周知しています。</p> <p>(4) 小中学校のエアコン設置について (教育総務課) ※取り下げ</p> <p>発言の主題：2 いじめ防止対策について (教育指導課)</p> <p>(1) 小中学校の現状について 平成27年度、平成28年度の本市におけるいじめの認知件数は増加していますが、文部科学省では、「いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし」という見解を示しています。 いじめの未然防止に努めることが大前提ですが、できる限り早期に発見し、解決又は再発防止に努めることが大切と考えます。</p> <p>(2) 教育委員会及び小中学校の取組について 教育委員会では、今年2月に改訂した「伊勢原市いじめ防止基本方針」をもとに各校の方針が各校が適切に改訂するよう指導、支援に努めています。また、外部有識者で構成する「伊勢原市いじめ問題専門調査会」及び市内小中学校ほか関係機関で構成される「いじめ防止等連絡協議会」をそれぞれ年2回開催しています。 小中学校では、各校ごとの「いじめ防止基本方針」に則り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に積極的に取り組んでいます。いじめの対応にあたっては、担任等が1人で抱えることなく、各校のいじめ防止対策委員会が中心となって組織的に対応できるような体制づくりを行っています。</p>

3	橋田 夏枝 (1日目4番)	<p>発言の主題：1 地域における公民館の在り方について (社会教育課)</p> <p>(1) 各公民館の社会教育事業について 公民館は、社会教育事業、生涯学習事業、地域コミュニティの推進など、それぞれの地区の拠点として多くの方々に利用されています。公民館における社会教育事業は、市民の学びの意欲を喚起し、市民活動への参加のきっかけ作りとなるよう、様々な講座を開設するとともに、市民の自主的な学習活動等の場を提供することも大切な役割と考えます。</p> <p>(2) 中央公民館と6地区公民館の機能について 中央公民館も地区公民館のひとつとして、機能・役割に違いはありませんが、中央公民館には社会教育課の事務室があり、市域全体を対象とした社会教育事業や文化芸術振興事業を展開し、市民の生涯学習活動の要望に応じています。 また、中央公民館には、展示ホールやレクリエーション室等、施設の規模や種類に地区公民館との違いがあり、多くの市民が利用しています。</p> <p>(3) 本市における公民館の果たすべき役割について 公民館は、地域の学習拠点として、多様化する学習要望に応える社会教育施設として、さらに、地域のコミュニティ機能についても、あらためて充実・強化していく拠点として機能していくことが、公民館の重要な役割であるとともに、今後の進むべき方向であると認識しています。</p>
4	土山由美子 (2日目1番)	<p>発言の主題：1 子どもたちの環境について</p> <p>(1) 小中学校におけるエアコン設置について (教育総務課) ※取り下げ</p> <p>(2) 通学路に沿った土地で使用される除草剤について (学校教育課)</p> <p>●学校内で使用しないことが守られているのか。 ・教育委員会では、「学校運営上の化学物質製品使用にあたっての配慮に関するマニュアル」を作成し、化学物質製品使用について統一的な対応をしており、市内の各学校においては、このマニュアルに従い、除草剤を使用していません。 本市においても、化学物質過敏症の方からの相談が環境主管課に寄せられており、環境主管課では、除草剤の適正使用及び周辺環境への配慮について、市ホームページ、広報いせはら、自治会回覧による注意喚起に努めています。</p>

5	八島 満雄 (2日目3番)	<p>発言の主題：1 市内小中学校の教科用図書の採択について (教育指導課)</p> <p>(1) 4年ごとの採択、その採択基準、関係者、採択趣旨等について ・伊勢原市では、神奈川県教育委員会の採択方針、採択基準に基づき、採択方針を基準として定め、採択を行っています。 教員や保護者の代表者を含む伊勢原市教科用図書採択検討委員会による教科用図書の調査研究及び検討した報告をもとに採択権者である教育委員会が採択を行います。</p> <p>(2) 市は単独採択、その採択評価、検定制、無償配布等について ・伊勢原市では、それまでの中地区（3市2町）の共同採択地区から平成16年度から市単独の採択地区となったことで、より伊勢原市にあった教科書が採択できるようになりました。 ・教科書検定制とは、文部科学大臣が審査し、教科書として使用することを認める制度で、検定は、それぞれの教科書について、おおむね4年ごとの周期で行われます。 ・教科用図書の無償配布については、小学校第1学年の教科用図書配布時に文部科学省から配布される紙袋に、「保護者の皆様へ」と題して、憲法に掲げる義務教育無償の精神を実現するものとして、国民全体の負担によって実施されていること等、無償給与制度の意義が記され、保護者への周知が図られています。 児童生徒に対しては、教科書の無償制度の意義を踏まえ、教科書を大切に扱うように指導しています。</p> <p>(3) 採択教科用図書以外の使用書、採択時期、教師の専門性等について ・学校教育法第34条第1項（及び第49条）により、小中学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められています。 ・補助教材については、同法第34条第2項において、前項の教科用図書以外の図書その他の教材で有益適切なものは、これを使用することができると定められています。</p>
6	小山 博正 (2日目4番)	<p>発言の主題：1 続発する自然災害への対策と連携について</p> <p>(3) 小中学校における子どもたちの防災・避難計画（教育指導課） ・防災計画は、学校ごとに策定しており、避難計画についても防災計画の中に位置付けています。 ・教育委員会では、平成23年6月に「学校の地震防災活動マニュアル」を作成し、各学校の計画策定のガイドラインとしています。 昨年、国からの地震に関する情報提供が東海地震から南海トラフ地震に移行したことを受け、現在、マニュアル及び学校の各計画の見直しを進めているところです。</p>

7	川添 康大 (3日目2番)	<p>発言の主題：1 中学校給食について (学校教育課)</p> <p>(1) <u>教育委員会での議論内容の開示について</u> ・教育委員会では、中学校給食の導入方針策定について、平成29年6月から9月までの間、研究会において、過去の検討内容の確認や給食の各実施方法について検討を行い、10月の教育委員会定例会において、中学校給食導入方針を決定しました。なお、非公開である研究会の内容については、公表していません。</p> <p>(2) <u>デリバリー方式の試算について</u> ・教育委員会で試算した各方式の費用については、導入方針として決定した、既存施設を利用した選択式のデリバリー方式の1年目及び20年間のコストは他の方式と比較して最も少ないものです。</p> <p>(3) <u>説明会実施の必要性について</u> ・市民団体からの依頼を受け、8月に中学校給食をテーマに市政出前ミーティングを行いました。当日参加者数は16名で、教育委員会が決定した中学校給食導入方針についての説明及び質疑応答を行いました。 ・デリバリー方式については、既に実施したアンケート調査の結果からも一定の理解をいただいていると認識していることから、現時点での説明会の開催は考えていません。なお、今後、必要な予算を市議会で認めれたならば、4校のうち1校での試行に向けた準備を進めたいと考えています。その中で、試行実施校の保護者や生徒を対象に説明会を開催します。</p> <p>発言の主題：2 空調システムについて</p> <p>(1) <u>小中学校のエアコン設置について</u> ※取り下げ</p>
8	安藤 玄一 (3日目4番)	<p>発言の主題：1 危険ブロック塀への対応について (教育総務課)</p> <p>(1) <u>危険とする主な規定について</u> (教育総務課) ●危険ブロック塀と認定されない学校のバックネットやフェンスの管理について ・校庭のバックネットやその前に設置されているブロック造り構造物について、教育委員会では、年に1度、業者に委託して、安全点検を行い、必要に応じ修繕等を行います。 ・フェンスについては、業者等による定期点検は行っていないが必要に応じ、修繕等の対応を行うなど、安全対策を行っています。</p>

平成 30 年度

神奈川県市町村教育委員会連合会研修会

- 1 日 時 平成 30 年 10 月 10 日 (水) 14:00~16:00
- 2 場 所 厚木市保健福祉センター (6階 ホール)
- 3 日 程 13:30~14:00 受付
14:00~14:10 開会、挨拶
(厚木市教育長職務代理者、厚木市教育長)
14:10~15:55 講演、質疑応答
15:55~16:00 閉会 (大磯町教育長職務代理者)
- 4 講 師 文部科学省 コミュニティ・スクール推進員 (CSマイスター)
大谷 裕美子 氏
- 5 演 題 『地域とともにある学校づくり』

伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録について

伊勢原市文化財保護条例（平成 25 年伊勢原市条例第 13 号）第 8 条に基づく文化財指定及び第 10 条に基づく文化財登録について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 53 年伊勢原市教育委員会規則第 9 号）第 2 条第 1 項第 14 号の規定により提案する。

平成 30 年 10 月 23 日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄

提案理由

伊勢原市文化財保護条例第 39 条の規定に基づく伊勢原市文化財保護審議会からの答申を踏まえ、同条例第 8 条に基づく文化財指定及び第 10 条に基づく文化財登録を行いたいため。



平成30年10月6日



伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代 英雄 殿

伊勢原市文化財保護審議会
会長 鈴木 良明

伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定・登録について（答申）

平成30年8月9日付け伊教総第340号をもって、伊勢原市文化財保護条例（平成25年条例第1.3号）第39条の規定に基づく諮問がありました表記のことについて、次のとおり答申いたします。

[答申]

次の文化財については、それぞれ、伊勢原市指定文化財、伊勢原市登録文化財とするにふさわしいと評価します。

- 1 伊勢原市指定文化財候補
 - (1) 木造寶頭盧尊者坐像
有形文化財（彫刻）として指定
 - (2) 北条幻庵印判状
有形文化財（古文書）として指定

- 2 伊勢原市登録文化財候補
 - (1) 青い目の人形
歴史資料として登録
 - (2) 大山道の道標
有形民俗文化財として5基を追加登録

伊勢原市指定文化財 指定答申書

指定文化財案件 1

- 1 名称 木造賓頭盧尊者坐像
- 2 種類 有形文化財（彫刻）
- 3 員数 1 軀
- 4 所在地 神奈川県伊勢原市日向 1644（宝城坊本堂内外陣）
- 5 所有者 宗教法人宝城坊 代表役員 内藤京介

6 指定文化財とする理由

本像は、昭和 56 年の調査では室町時代中頃（15 世紀）の作とされたが（『伊勢原の仏像』平成 12 年、伊勢原市教育委員会刊行）、その後の調査研究の進展により、写実的でありながら一定の節度をもった面貌表現、体奥が薄く衣文の彫りも比較的浅い穏やかな作風などから、鎌倉時代初期、12 世紀末ないし 13 世紀初め頃の製作と考えられるに至った（山本勉「日向薬師の賓頭盧尊者像」『特別展平成大修理記念日向薬師一秘仏彫本尊開帳—』所収、平成 27 年、神奈川県立金沢文庫）。日向山靈山寺の諸像の中では、木造薬師如来坐像、木造阿弥陀如来坐像、木造日光・月光菩薩立像、木造四天王立像（以上、国指定重要文化財）とほぼ同時期の製作ということになる。この期の一連の寺観整備のなかで造られたものと想像される。

眉尻を垂らす老相に表され両手で如意を執る本像の像容は、賓頭盧尊者または僧形文殊像として不自然ではないが、写実味が強調されている点からすると、特定の僧の肖像であるとも考えられる。本尊薬師三尊像の光背銘にある「賓津盧」が本像とすれば、本像は 18 世紀前半にすでに賓頭盧尊者像として認識されていたことになるが、当初から賓頭盧尊者像として造立されたかは検討の余地がある。

以上のとおり、本像は宝城坊の歴史の上でも重要な位置を占め、それにとどまらず神奈川県下に他例のない、鎌倉時代初期にさかのぼる肖像彫刻の優れた作例である。

伊勢原市指定文化財 指定答申書

指定文化財案件 2

- 1 名称 北条幻庵印判状
- 2 種類 有形文化財（古文書）
- 3 員数 1通（附 写し1通）
- 4 所在地 伊勢原市日向 1767 番地
- 5 所有者 宗教法人雨降山石雲寺 代表役員 清水義仙

6 指定文化財とする理由

天文 12（1543）年、小田原北条氏は領国の相模・武蔵・伊豆国で検地（所領調査）を実施し、本文書はその流れの中で発給されたものと考えられる。伊勢宗瑞（北条早雲）の四男で、相模と武蔵小机領を所領としていた北条幻庵が、日向の石雲寺への傳役・諸役、その他の不法行為を禁止するとともに、寺域内へ立ち入り竹木などを伐採する違法行為を働く者がいたならば、必ず申し出るように命じた文書である。

小田原北条氏の印判は、通称「虎の印判」と呼ばれる「祿壽應穩（ろくじゅおうおん）」の四文字を配した印を使用した。本文書の場合は、北条家第三代当主の氏康（幻庵の甥）の命を幻庵が奉じて発給したため、年・月・日付の字面に被るように幻庵の私印である「静意」の印文が押捺されている。幻庵の印判状は点数が少なく、しかも初期の印判状として貴重である。

なお、石雲寺には手書きによるこの文書の写しが残されている。寺によれば、明治初年の神仏分離令により印判状の提出を求められた際の備えとして作製したものとされている。これも、本資料に関わり、明治時代初期の社会状況を知る歴史資料と考えられる。よって、本資料の附として、保存していくことが望ましい。

伊勢原市登録文化財 登録答申書

登録文化財案件 1

- 1 名称 青い目の人形
- 2 種類 歴史資料
- 3 員数 1体
- 4 所在地 伊勢原市大山 209 番地
- 5 所有者 大山小学校

6 登録文化財とする理由

「青い目の人形」は、昭和初期に日米関係の閉塞的情况を打開するため、アメリカ人宣教師・同志社大学神学部教授のギュリックと日本の実業家渋沢栄一が中心となって実施した親善人形交流により、アメリカから贈られた人形である。昭和4年、アメリカの子どもたちが親善使節として日本へ 12,739 体の人形を贈り、日本からは返礼として 58 体の市松人形が贈られた。

日本に贈られた「青い目の人形」は、全国津々浦々の幼稚園・小学校等に配られた。神奈川県には 166 体が配布され、そのうちの 1 体が「ルース・ジェーン」と名付けられた大山小学校の本資料である。

しかし、太平洋戦争の開戦に至る歴史的展開のなかで、日米間の親善・友好のシンボルであった人形は「敵性人形」とされ、多くの人形が焼却、廃棄処分となった。

現存する「青い目の人形」は、平成 19 年（2007）3 月の時点で、全国で 321 体、神奈川県下では 12 体が確認されている。ほとんどの人形はコンポジション製であるが、大山小学校の人形はビスク製（頭部・手が磁器製）である。また、人形の背の部分に刻印があり、日本のモリムラ・ブラザーズ（ノリタケの前身）が生産し、大正 4～10 年（1915～21）に主としてアメリカ・カナダへ輸出したものである。つまり、日本で製作されアメリカへ輸出された人形が、アメリカの子どもたちの手により「青い目の人形」として大山へ帰ってきたことになる。現存する「青い目の人形」のうちビスクドールは 3 点、日本製は大山小学校のみである。また、ともに伝えられている付属品として、前面ガラス扉の木箱、椅子、ワンピースと下着がある。

以上のように、本資料は昭和期の歴史を語る貴重な歴史資料であり、伊勢原にとって高い価値を有している。

伊勢原市登録文化財 登録答申書

登録文化財案件 2

1 名称 大山道の道標

2 種類 有形民俗文化財

3 対象

No.	所在地（所有者）	造立年代	銘文表記	種類
1	小稲葉 2288-1(八幡神社)	天保 4(1833)年	大山道 あつぎ道 いいやま道	庚申塔
2	小稲葉 2467(新屋自治会)	明治 14(1881)年	大山・飛らつか道 あつぎ道	
3	東大竹 1198 (光明院)	文久 2(1862)年	大山道 阿つき道	二十三夜塔
4	神戸 518 (木下神社)		大山道 市場の道	
5	三ノ宮 1273 (能満寺)	元文 4(1739)年	大山道 金目道	庚申塔

4 員数 上の所在地に各 1 基

5 登録文化財とする理由

市内に残された道標の造立は、江戸時代前期を最古とし、中期以降に最も集中する。大山詣りの盛んな時期とも一致し、不動明王像を載せた姿などからも、大山詣りとの強いつながりが認められる。移設されたものもあるが、全体としては、主要な大山道に沿って分布しており、大山詣りを現在に伝える重要な資料である。

以上のことから、大山道の道標は伊勢原市登録文化財として登録するにふさわしいと評価する。

伊勢原市指定文化財調書 1

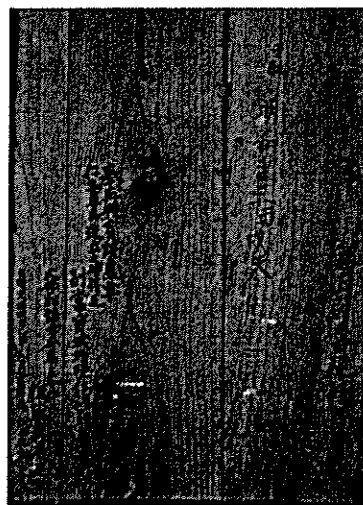
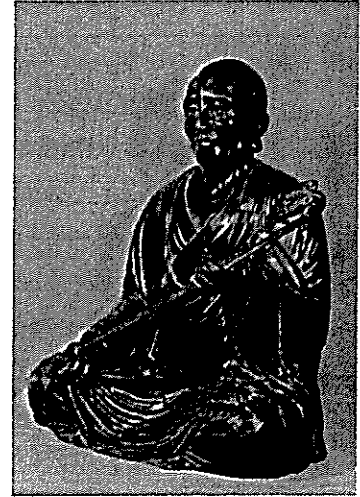
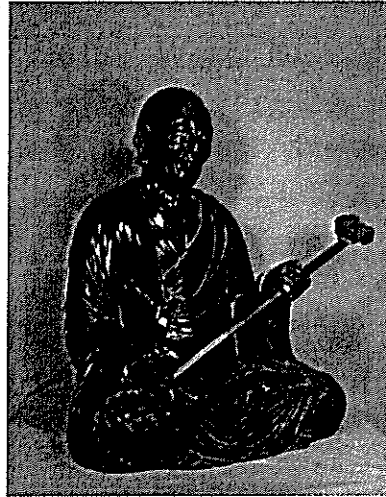
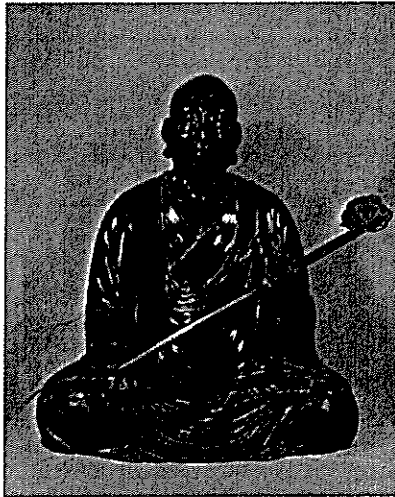
名称	木造賓頭盧尊者坐像 (もくぞうびんずるそんじゃぞう)
種別	有形文化財 (彫刻)
員数	1 軀
所有者	宗教法人宝城坊 代表役員 内藤京介
所在地	神奈川県伊勢原市日向1644 (本堂内外陣)
法量	像高78.6cm (二尺六寸)
形状	円頂。眉尻を長く垂らし、口を閉じる。法衣・覆肩衣・袈裟を着ける。法衣は右衽に打ち合わせ、筒袖。覆肩衣は背部から右肩に懸かり腕をおおう。袈裟は左肩をおおい、右腋下を通して正面にまわり、左胸で端を背部から紐で吊り左前膊に懸ける。両手を肘で曲げ、左は掌を内側に向けて五指をまるめ、右は膝上に載せて掌を仰ぎ、第一指を伸ばして他指を屈し、如意を執る。右脚を外にして結跏趺坐する。
構造	木造。ヒノキ材。寄木造り。漆塗り。玉眼嵌入。 頭部と体部は別材。頭部は1材製。両耳前を通る線で前後に割矧ぎ、さらに後頭部をほぼ正中線で左右に割矧いで、内割りする。体幹部はほぼ正中線で左右2材を矧ぐ。両肩以下の体側部は左方前後二材、右方一材のそれぞれ別材を矧ぎ、内割りする。両脚部は横木1材製、内割り。裳先別材矧ぎ付け。像内は素地。粗く丸刀目を残す。
伝来	(1) 宝城坊に伝来し、本堂内外陣に安置する。 (2) 本尊木造薬師三尊像 (国指定重要文化財) 中尊薬師如来光背裏面の墨書に元文4年 (1740) 正月中旬から延享2年 (1745) 晩冬の間にも再興した仏像を挙げる中に、「一、護摩堂不動開山行基資津盧再興」とあり、この「資津盧」が本像に当たると思われる。この時修理を受けたことになる。 (3) 台座上疊座の天板上面及び裏面の墨書によって、明和3年 (1766) に修理され、台座を新造したことがわかる。仏師は鎌倉扇ヶ谷の後藤左近であった。 (4) 台座上疊天板裏面の墨書 (前項墨書の左方) によって、天保4年 (1833) に修理されたことがわかる。仏師は鎌倉扇ヶ谷の仏師後藤真慶であった。仁王門の木造金剛力士立像 (伊勢原市指定有形文化財) の造立と同時である。
保存状態	玉眼、首柄部の挿入材、像内及び地付きの補材、各所の銚、表面の布貼り赤漆塗り、持物如意 (木製、漆箔)、以上後補。右手第三指半ばより先欠失。 台座上疊 (高6.7cm。木製、彩色)、框 (高5.4cm。木製、黒漆塗り) 後補 (明和3年の製作か)。
指定理由	本像は、昭和56年の調査では室町時代中頃 (15世紀) の作とされたが (『伊勢原の仏像』平成12年、伊勢原市教育委員会刊行)、その後の調査研究の進展により、写実的でありながら一定の節度をもった面貌表現、体奥が薄く衣文の彫りも比較的浅い穏やかな作風などから、鎌倉時代初期、12世紀末ないし13世紀初め頃の製作と考えられるに至った (山本勉「日向薬師の賓頭盧尊者像」『特別展平成大修理記念日向薬師一秘仏彫本尊開帳一』所収、平成27年、神奈川県立金沢文庫)。日向山霊山寺の諸像の中では、木造薬師如来坐像、木造阿弥陀如来坐像、木造日光・月光菩薩立像、木造四天王立像 (以上、国指定重要文化財) とほぼ同時期の製作ということになる。この期の一連の寺観整備のなかで造られたものと想像される。 眉尻を垂らす老相に表され両手で如意を執る本像の像容は、賓頭盧尊者または僧

形文殊像として不自然ではないが、写実味が強調されている点からすると、特定の僧の肖像であるとも考えられる。本尊薬師三尊像の光背銘にある「賓津盧」が本像とすれば、本像は18世紀前半にすでに賓頭盧尊者像として認識されていたことになるが、当初から賓頭盧尊者像として造立されたかは検討の余地がある。

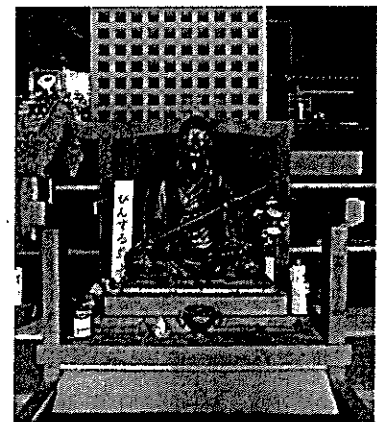
以上のとおり、本像は宝城坊の歴史の上でも重要な位置を占め、それにとどまらず神奈川県下に他例のない、鎌倉時代初期にさかのぼる肖像彫刻の優れた作例である。

- 調査歴・文献
- (1) 昭和56年 伊勢原市仏像等彫刻調査団 (団長 清水眞澄)
 - (2) 平成15年3月1日 清水眞澄 (成城大学)・山本勉 (東京国立博物館)
 - (3) 平成27年3月26日 山本勉 (清泉女子大学)

写真



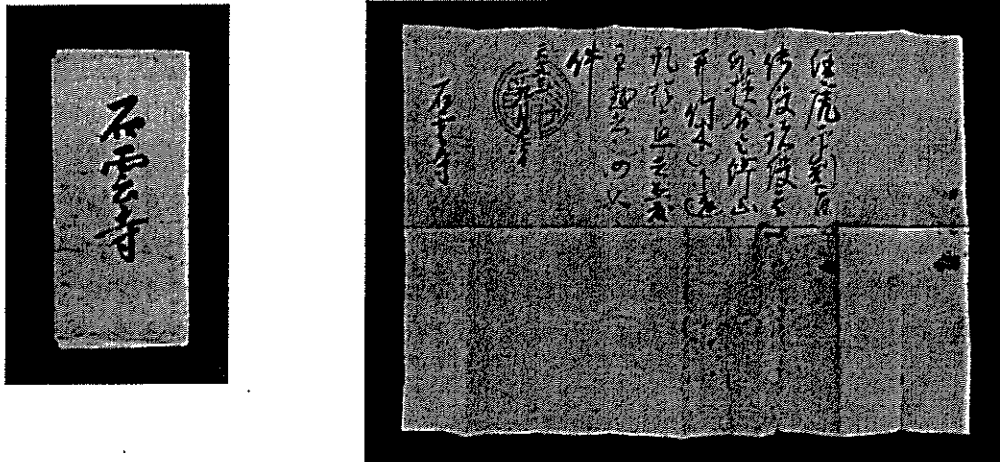
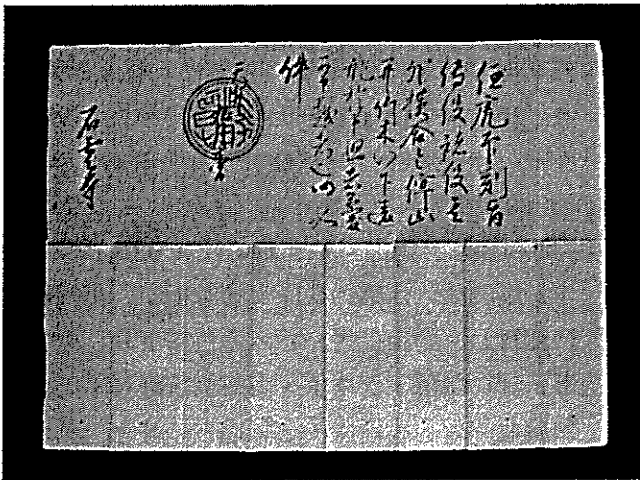
台座上疊天板裏面墨書



本堂外陣に安置された状況

伊勢原市指定文化財調書 2

名称	北条幻庵印判状 (ほうじょうげんあんいんばんじょう)
種別	有形文化財 (古文書)
員数	1通 (附写し1通)
所有者	宗教法人雨降山石雲寺 代表役員 清水義仙
所在地	伊勢原市日向 1767 番地
法量	縦 31.8cm×横 45.8cm
紙質	楮紙
形状	折紙
釈文	任虎印判旨、傳役・諸役其外横合令停止、并竹木以下 違乱於申懸者、急度可申越者也、仍如件、 天文十二 (1543 年、「静意」の朱印) 九月廿四日 石雲寺
読み下し	虎の印判の旨に任せて、傳役・諸役其の外横合を停止 (ちょうじ) せしむ。ならびに竹木以下の違乱申し懸くるに於いては、急度 (きつと) 申し越すべきもの也。よって件 (くだん) の如し。
解説	<p>(1) 北条幻庵 (明応2年～天正17年 (1493～1589))</p> <p>伊勢宗瑞 (北条早雲) の四男で、若いときに出家して北条長綱 (ちょうこう)、幻庵宗哲 (げんあんそうてつ) と称した。北条氏の長老的存在で、初代である父、宗瑞から5代氏直まで、小田原北条氏の全ての当主に仕えた。相模と武蔵小机領の領地を支配し、家臣では最大の所領を有した。</p> <p>馬術や弓術に優れ、天文4年 (1535年) の甲斐山中合戦、天文5年 (1536年) 武蔵入間川合戦などでは、一軍を率いて合戦に参加した。一方、文化の知識も多彩で、和歌・連歌・茶道・庭園などに通じた教養ある人物であった。竹製の縦笛である「一節切り」や鞍鐙作りの名人としても知られ、北条氏の菩提寺である早雲寺の庭園を造ったとされる。</p> <p>小田原北条氏は、幻庵の死の翌年、豊臣秀吉により滅ぼされた。</p> <p>(2) 石雲寺</p> <p>日向山中、日向川の左岸に位置する。寺伝によると、奈良時代の養老2年 (718) に華嚴妙瑞法師が壬申の乱で亡くなった大友皇子の冥福を祈って開創したとされる。山号は大山寺と同じ雨降山である。境内には、大友皇子を祀るとされる南北朝時代 (14世紀後半) に建てられた石塔五層塔 (市指定文化財) が伝えられている。</p> <p>(3) 印判状</p> <p>印判状は、花押 (書判) の代わりに印章 (印判) を押捺した文書のことをいう。主に戦国時代以降の武家文書を指す。花押を用いる判物 (はんもつ) に代わり次第に流行し、印肉に用いられる色により、朱印状・黒印状等と呼ばれる。特に恩賞授与・知行給付・安堵状・海外渡航許可等において発給された。今川氏を皮切りに小田原北条氏・武田氏・上杉氏らに続き、更に織田氏・豊臣氏・徳川氏・大友氏・島津氏・里見氏へと使用が広がった。印判状に用いられる印は、虎、馬、象、名前、佳字、寿言など様々である。</p>

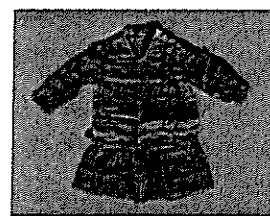
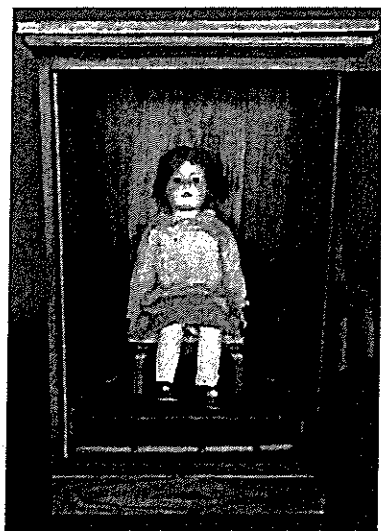
<p>指定理由</p>	<p>天文 12 (1543) 年、小田原北条氏は領国の相模・武蔵・伊豆国で検地 (所領調査) を実施し、本文書はその流れの中で発給されたものと考えられる。伊勢宗瑞 (北条早雲) の四男で、相模と武蔵小机領を所領としていた北条幻庵が、日向の石雲寺への傳役・諸役、その他の不法行為を禁止するとともに、寺城内へ立ち入り竹木などを伐採する違法行為を働く者がいたならば、必ず申し出るように命じた文書である。</p> <p>小田原北条氏の印判は、通称「虎の印判」と呼ばれる「祿壽應穩 (ろくじゅうおん)」の四文字を配した印を使用した。本文書の場合は、北条家第三代当主の氏康 (幻庵の甥) の命を幻庵が奉じて発給したため、年・月・日付の字面に被るように幻庵の私印である「静意」の印文が押捺されている。幻庵の印判状は点数が少なく、しかも初期の印判状として貴重である。</p> <p>なお、石雲寺には手書きによるこの文書の写しが残されている。寺によれば、明治初年の神仏分離令により印判状の提出を求められた際の備えとして作製したものとされている。これも、本資料に関わり、明治時代初期の社会状況を知る歴史資料と考えられる。よって、本資料の附として、保存していくことが望ましい。</p>
<p>調査歴 文 献</p>	<p>(1) 平成 3 年 3 月 30 日 『伊勢原市史』 古代・中世資料編 伊勢原市史編集委員会 (2) 平成 24 年 3 月 26 日 川島敏郎 (伊勢原市文化財保護審議会委員)</p>
<p>写 真</p>	
<p>写し 縦 31.9cm×横 44.5cm</p>	

伊勢原市登録文化財調書 1

名 称	青い目の人形 (あおいめのにんぎょう)
種 別	歴史資料
員 数	1 体
所有者	大山小学校 (伊勢原市)
所在地	伊勢原市大山 209 番地
法 量	高さ約 40 cm
特 徴	(1) ビスク製。製造は日本のモリムラ・ブラザーズ (ノリタケの前身)。 (2) 寝かすと目が閉じる。 (3) 他にオリジナルの下着、ワンピース、「大山校」と焼印された木箱、椅子が残存。
解 説	<p>(1) 親善人形交流の歴史的背景</p> <p>大正 13 年 (1924)、アメリカ議会で日本人移民の締め出しを狙った「新移民法 (排日移民法)」が成立し、日米関係の閉塞的状況の打開策として企画されたのが親善人形交流である。中心を担ったのは米国人宣教師・同志社大学神学部教授のギュリックと日本の実業家の渋沢栄一である。</p> <p>病気で一時帰国したギュリックは、教育運動の一環としての親善人形プロジェクトを案出したが、投げかけられた外務省・文部省は対応に苦慮し、以前から彼と深い関係をもつ民間人の渋沢に協力を願った。渋沢はこれを快諾し、「日本国際児童親善会」を立ち上げて対応した。</p> <p>ギュリックの呼びかけで、アメリカの子どもたちは募金活動やバザー、演劇などを企画して日本への資金を調達し人形を購入した。それに洋服を着せ、名を付け、日本の子どもたちにメッセージを添えて、昭和 4 年 (1929) に 12,739 体の人形が送られてきた。日本では、明治神宮外苑の日本青年館で歓迎式を行い、その後植民地を含む全国津々浦々の幼稚園・小学校等に配布された。神奈川県には 166 体が配布され、そのうちの 1 体が大山小学校にも届けられた。</p> <p>親善人形交流は思いのほか反響を呼び、日米関係は好転の兆しをみせ、渋沢はアメリカへのクリスマスプレゼントとして 58 体の市松人形を贈って返礼とした。</p> <p>しかし、日本の国際連盟脱退 (1933 年)、ドイツ・イタリアとの三国防共協定の締結 (1937 年)、太平洋戦争への突入 (1941 年) といった歴史的展開のなかで、日米間の親善・友好のシンボルであった人形は「敵性人形」とされ、多くの人形が焼却、廃棄となった。</p> <p>(2) 発見にいたるまでの経緯</p> <p>戦後約 30 年を経過した昭和 48 年 (1973)、群馬県利根東小学校で「青い目の人形」の存在が明らかとなり、このことが報道されると各地で「青い目の人形」の発見が相次ぎ、2007 年 3 月時点で、全国で 321 体にのぼる人形が確認された。神奈川県下では大山小学校のものも含めて、12 体が確認されている。</p> <p>大山小学校では、昭和 62 年 (1987) に卒業生からの手紙により、「ルース・ジェーン」という名の「青い目の人形」が贈られてきたことがわかった。保管されていた古い人形について、横浜人形の家学芸員により調査が実施され、さらに平成 17 年には当時の同窓会誌に記録が見つかり、この人形が「青い目の人形」であると確認された。</p>

	<p>(3) 横浜人形の家による調査結果</p> <p>①人形の大きさ(身長)は約 40 センチで、他の人形とほぼ同じ大きさである。一部に割れが見られるが、状態は概ね良好である。</p> <p>②「青い目の人形」の素材は通常はコンポジション製(おがくずをニカワで固めたもの)であるが、この人形はビスク製(頭部・手が磁器製)である。しかも、日本のモリムラ・ブラザーズ(現ノリタケの前身。人形の首下の部分にモリムラの刻印あり)の製造である。</p> <p>③この人形は大正 4 年～10 年(1915～21)までの 7 年間に限定して、外国向け、特にアメリカ・カナダ向けに作られた約 300 万体の 1 体である。ビスク製の「青い目の人形」は 3 体残存するが、そのうち 2 体はドイツ製で、日本製の「青い目の人形」は大山小学校のみである。</p> <p>④現在の衣装は新しいが、別にオリジナルの下着とワンピースが存在する。⑤「青い目の人形」は、通常、特製のパスポート、アメリカの子どもたちからのメッセージ、片道渡航切符を携行しているが、現時点では発見に至っていない。</p> <p>⑥人形は、「大山校」と焼印された木箱に収納されている。</p>
登録理由	<p>「青い目の人形」は、昭和初期に日米関係の閉塞的状況を打開するため、アメリカ人宣教師・同志社大学神学部教授のギュリックと日本の実業家渋沢栄一が中心となって実施した親善人形交流により、アメリカから贈られた人形である。昭和 4 年、アメリカの子どもたちが親善使節として日本へ 12,739 体の人形を贈り、日本からは返礼として 58 体の市松人形が贈られた。</p> <p>日本に贈られた「青い目の人形」は、全国津々浦々の幼稚園・小学校等に配られた。神奈川県には 166 体が配布され、そのうちの 1 体が「ルース・ジェーン」と名付けられた大山小学校の本資料である。</p> <p>しかし、太平洋戦争の開戦に至る歴史的展開のなかで、日米間の親善・友好のシンボルであった人形は「敵性人形」とされ、多くの人形が焼却、廃棄処分となった。</p> <p>現存する「青い目の人形」は、平成 19 年(2007)3 月の時点で、全国で 321 体、神奈川県下では 12 体が確認されている。ほとんどの人形はコンポジション製であるが、大山小学校の人形はビスク製(頭部・手が磁器製)である。また、人形の背の部分に刻印があり、日本のモリムラ・ブラザーズ(ノリタケの前身)が生産し、大正 4～10 年(1915～21)に主としてアメリカ・カナダへ輸出したものである。つまり、日本で製作されアメリカへ輸出された人形が、アメリカの子どもたちの手により「青い目の人形」として大山へ帰ってきたことになる。現存する「青い目の人形」のうちビスクドールは 3 点、日本製は大山小学校のみである。また、ともに伝えられている付属品として、前面ガラス扉の木箱、椅子、ワンピースと下着がある。</p> <p>以上のように、本資料は昭和期の歴史を語る貴重な歴史資料であり、伊勢原にとって高い価値を有している。</p>
調査歴 文献	<p>(1) 平成 13 年 横浜人形の家</p> <p>(2) 平成 27 年 3 月 『伊勢原市史』通史編 近現代</p> <p>(3) 平成 28 年 1 月 川島敏郎 『相州大山信仰の底流』山川出版社</p>

写 真






伊勢原市登録文化財調書 2

名 称	大山道の道標 (おおやまみちのどうひょう)
種 別	有形民俗文化財
員 数	それぞれの所在地に各 1 基
解 説	<p>大山へ向かう街道は、通称「大山道」と呼ばれ、関東各地から大山へ向かう参拝者が通った道である。その大山道には、街道沿いや辻に、参拝者を案内する道標が建てられた。大山詣りの道中や街道の様子を描いた江戸時代の浮世絵にも「大山みち」と彫り込まれた道標を見ることができる。</p> <p>造立年代が確認できる市内に残された最古の道標は、江戸時代の寛文 6 年 (1666) である。最も集中する時期は江戸時代の中期、18 世紀の中頃で、大山詣りが盛んとされる時期とも一致する。その後は江戸時代を通じて建てられ続け、数を減らしながらも明治時代にまで引き継がれている。道端に新設された道標としては大正 7 年 (1918) が最後となる。徒歩で大山へと向かうことが減ってきた結果と考えられる。</p> <p>大山道の道標にはさまざまな石塔と一体となっているものが認められるが、そのなかでも庚申塔との結びつきが最も強い。また、大山詣りとの深い結びつきを感じさせる上部に不動明王を載せる道標もあり、中には不動像と塔身部が一体で掘り出されているものもある。</p>
現 況	<p>市内の大山道標は、平成 24 年の調査により、過去の記録を含めて 113 基が把握された。その際に現物を確認できたものが 102 基であった。道路の拡幅や造成工事等により移設されているものもあるが、市域全体を見ると、概ね主要な大山道に添って分布していることがわかる。</p> <p>道標の多くが日向石で造られていることから、建てられてから 250 年以上を経過し、風化が進んで表面が剥離しているものも多い。</p> <p>道標は、参拝者の安全のため、人々の寄進により建てられたものであり、もともと明確な所有者が特定されない。現在は社寺の境内に建つ道標も、その多くは道端から移設されたものである。それらは移設先の社寺等が管理している場合が多いが、道端に建つ道標は、地元の自治会や世話役の方が見守っている状況にある。</p>
登録理由	<p>市内に残された道標の造立は、江戸時代前期を最古とし、中期以降に最も集中する。大山詣りの盛んな時期とも一致し、不動明王像を載せた姿などからも、大山詣りとの強いつながりが認められる。移設されたものもあるが、全体としては、主要な大山道に沿って分布しており、大山詣りを現在に伝える重要な資料である。</p>




個別案件

No.	所在地	造立年代	銘文表記	種類
1	小稲葉 2288-1 (八幡神社)	天保 4 (1833) 年	大山道 あつぎ道 いいやま道	庚申塔
2	小稲葉 2467 (新屋公民館)	明治 14 (1881) 年	大山・飛らつか道 あつぎ道	
3	東大竹 1198 (光明院)	文久 2 (1862) 年	大山道 阿つき道	二十三夜塔
4	神戸 518 (木下神社)		大山道 市場の道	
5	三ノ宮 1273 (能満寺)	元文 4 (1739) 年	大山道 金目道	庚申塔

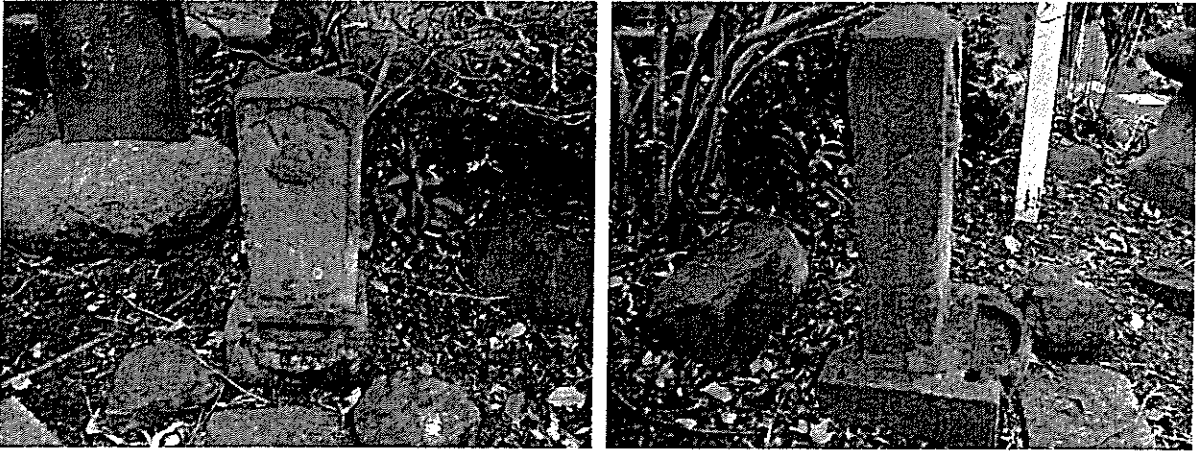
伊勢原市登録文化財調書 2-(1)

所在地	伊勢原市小稲葉 2288-1 (八幡神社)			
員数	1基			
法量	総高：72.5cm 塔身部：高さ53cm×幅22.7cm×奥行き22.7cm 台部：高さ19.5cm×幅46.5cm×奥行き41.5cm			
形状	角柱山形			
石材	日向石			
標示	大山道 あつぎ道 いいやま道			
年代	天保4(1833)年			
状態	庚申塔 左側面の銘文の一部は削られている			
銘文	(右)	(正面)	(左)	(裏)
	此天 方保 四 あ巳 つ十 ぎ一 道月	庚 申 塔	 此方 大山道	此方 いい 山道
調査歴 文献	『再発見大山道調査報告書 伊勢原市内の大山道と道標』記載No.43 『伊勢原市文化財調査報告書第13集伊勢原の庚申塔』記載No.119 『伊勢原の金石文 第1集』記載P286 庚申塔道標 小稲葉神社			
写真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>正面全景</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>左側面文字部分</p> </div> </div>			


伊勢原市登録文化財調書 2-(2)

所在地	伊勢原市小稲葉 2467 (新屋公民館)		
員数	1 基		
法量	総高：89.5 cm 像高：23.5 cm		
形状	角柱		
石材	日向石		
標示	大山・飛らつか道 あつぎ道		
年代	明治 14 (1881) 年		
状態	道標 上部に不動明王坐像が浮彫されている		
銘文	(右)	(正面)	(左) (裏)
	<p>明治十四年二月日 町内安全</p>	<p>左右 飛らつか山 道</p>	<p>志願主 右あつぎ道</p> 
調査歴文献写真	『再発見大山道調査報告書伊勢原市内の大山道と道標』記載No.44		
	 		
	正面全景		正面文字部分

伊勢原市登録文化財調書 2-(3)

所在地	伊勢原市東大竹 1198 (光明院)			
員数	1 基			
法量	塔身部：高さ 64.5 cm×幅 30.6 cm×奥行き 15 cm			
形状	角柱			
石材	日向石			
標示	大山道 阿つき道			
年代	文久 2 (1862) 年			
状態	二十三夜塔 正面に勢至菩薩坐像が浮彫されている			
銘文	(右)	(正面)	(左)	(裏)
	東	勢	西	文
	阿	至	大	久
	つ	大	山	二
	き	菩	道	戌
	道	薩		十
				二
				月
				吉
				日
				立
調査歴 文献	『再発見大山道調査報告書 伊勢原市内の大山道と道標』記載No.58			
写真				
	正面全景		左側面文字部分	

伊勢原市登録文化財調書 2-(4)

所在地	伊勢原市神戸 518 (木下神社)			
員数	1 基			
法量	像 高 : 37 cm × 膝張り 29 cm 台 部 : 高さ 20 cm × 幅 27.5 cm × 奥行き 22 cm			
形状				
石材	日向石			
標示	□ 大山道 市場の道			
年代				
状態	道標 不動明王坐像をのせる 台座の上部を欠損している			
銘文	(右)	(正面)	(左)	(裏)
	上部欠損			上部欠損
	□ 二 戸 月 邑 吉 日	講 □ 中 □ 道 山 大 □	□ □ 市 □ □ □ 場 □ □ □ の 道	
調査歴 文献	『再発見大山道調査報告書 伊勢原市内の大山道と道標』 記載No.74			
写真				
	全景及び文字部分		正面全景	

伊勢原市登録文化財調書 2-(5)

所在地	伊勢原市三ノ宮 1273 (能満寺)			
員数	1 基			
法量	総高：141.5 cm 像高：38 cm 塔身部：高さ 73 cm×幅 30 cm×奥行き 28 cm			
形状				
石材	日向石			
標示	大山道 金目道			
年代	元文 4 (1739) 年			
状態	庚申塔 上部に不動明王坐像をのせる			
銘文	(右)	(正面)	(左)	(裏)
	元文四年巳未歳 十一月吉日	庚申供養 相州三之宮 左金目道	右大山道	
調査歴 文献	『再発見大山道調査報告書 伊勢原市内の大山道と道標』記載No.75 『伊勢原市文化財調査報告書第 13 集 伊勢原の庚申塔』記載No.63 『伊勢原の金石文 第 1 集』記載 P131-132 庚申塔			

写真

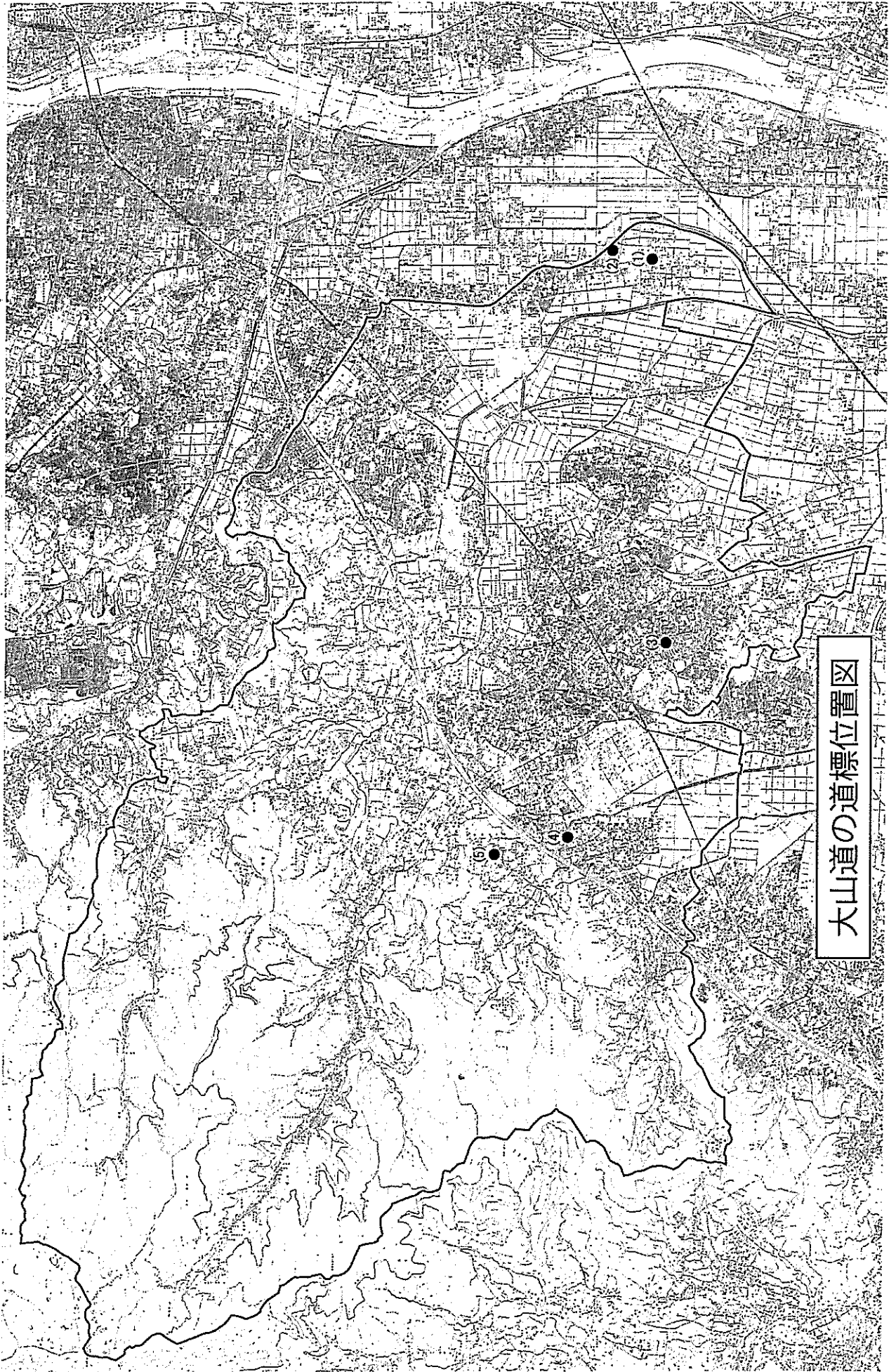


正面全景



塔身・台座部分

伊勢原市全図



大山道の道標位置図